損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL　03-3349-3111
〈公式ウェブサイト〉　http://www.sjnk.co.jp/

★「THE クルマの保険」は「個人用自動車保険」、「SGP」は「一般自動車保険」のペットネームです。
★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きにもとづき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

共同保険に関するご説明
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせ先

（SJNK14-80721 2014.8.1）

平成26年9月版

Sompo Japan Nipponkoa

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

INDEX

この冊子では、お客さまのご契約に適用される「ノンフリート等級別料率制度」についてご説明します。

登場人物のご紹介

［平成24年10月実施］
ノンフリート等級別料率制度　の改定について

自動車保険では、ご契約の自動車の台数が9台以下（ノンフリート契約者）の場合は、1～20等級の区分により保険料が割増引されるノンフリート等級別料率制度が採用されています。損保ジャパン日本興亜ではご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約より、「ノンフリート等級別料率制度」の改定を実施いたしました。このページでは主な3つの改定についてご説明します。P.3～16では「よく分かる等級制度のお話」をご紹介します。

＼その1／ ノンフリート等級別料率制度 改定の背景

割増引率の詳細は、第１話（P.3）を参照してください。

○損保ジャパン日本興亜は、損害保険料率算出機構（http://www.nliro.or.jp）の参考純率※におけるノンフリート等級別料率制度（以下、等級制度といいます。）の改定を踏まえ、改定を実施いたしました。

※保険料率は、将来の保険金に充当される「純保険料率」と保険会社の事業費に充当される「付加保険料率」で構成されています。損保ジャパン日本興亜の「純保険料率」は、損害保険料率算出機構が会員会社からのデータを基に算出した「参考純率」に基づき算出しています。

○これまでの等級制度においては、前年までの事故の有無にかかわらず、同じ等級のご契約であれば、同一の割増引率を適用していますが、これには以下のような問題点があり、お客さま間の保険料負担に不公平が生じていました。今般の改定は、これらの問題点を改善し、前年までの事故の有無に応じて保険料に差を設け、保険料負担の公平性を向上させることを目的として実施したものです。

改定前の等級制度の問題点

問題点① 同じ等級であっても、前契約において「事故がなかったお客さま」よりも「事故があったお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い状況が大きい。

問題点② 同じ等級であっても、前契約において「等級すえおき事故がなかったお客さま」よりも「等級すえおき事故があったお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い状況が大きい。

これまでの等級制度では、本来、「事故があったお客さま」が負担すべき保険料の一部を「事故がなかったお客さま」が負担している状況にありました。この状況を改善するために等級制度改定を行いました。

改定により実施された改善策

改善策① 「事故がなかったお客さま」と「事故があったお客さま」の保険金のお支払い状況を反映させるため、ノンフリート等級別料率を「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率の２つに細分化しました。

改善策② 盗難事故、台風損害などの事故について、保険金のお支払い状況に応じた保険料負担とするため、「等級すえおき事故」を廃止して、「１等級ダウン事故」を新設しました。

●改定後の等級制度における保険料負担のイメージ

［改定前］

等級	割増引率
10等級	▲37%

［改定後］

等級	事故有の割増引率	無事故の割増引率
10等級	▲23%	▲45%

（注）平成27年10月1日以降のご契約に適用される割増引率です。

前契約において「事故があったお客さま」と「事故がなかったお客さま」との保険料に差を設けることで、保険料負担の公平性を向上させます。

＼その2／ 等級すえおき事故の廃止

事故の種類の詳細は、第２話（P.5）を参照してください。

1. 同じ等級でも「等級すえおき事故がなかったお客さま」よりも「等級すえおき事故があったお客さま」の保険金のお支払い状況が大きい傾向が見られていました。
2. そのため、「等級すえおき事故」を廃止して、「１等級ダウン事故」として取り扱います。
3. 前契約のご契約期間の初日が平成24年10月1日以降の場合で、「等級すえおき事故」に区分される事故が発生したときは、新契約の等級算出にあたっては「1 等級ダウン事故」として取り扱います。

（注）前契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合で、「等級すえおき事故」が発生したときは、新契約のご契約期間の初日にかかわらず、適用等級算出にあたっては「等級すえおき事故」として取り扱います。

＼その3／ 事故有係数適用期間の新設

事故有係数適用期間の詳細は、第３話（P.7）を参照してください。

1. ご契約期間中に事故があった場合は、ご継続後のご契約に「事故有」の割増引率を一定期間適用します。
2. 「事故有」の割増引率を適用する期間を「事故有係数適用期間」といいます。なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書（または契約更新確認書）、保険証券（または保険契約継続証）などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

第1話 「等級」って何？

保険料には等級に応じた割増引率が適用されます！

前契約の有無、等級、事故件数、ご契約期間によって、ご契約になる自動車保険の等級が決定します。

●継続して契約される場合

前契約のご契約に適用されている等級に対して、1年間無事故の場合は「1」等級上がり、3等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「3」等級下がり、1等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「1」等級下がります。

割増引率表 1

ご契約期間の初日＼等級		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		割増			割引																
無事故	平成25年10月1日～平成26年9月30日							28%	40%	41%	43%	46%	47%	48%	49%	50%	52%	55%	57%	59%	63%
	平成26年10月1日～平成27年9月30日	64%	28%	12%	2%	13%	19%	29%	40%	42%	44%	46%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	55%	57%	63%
	平成27年10月1日以降							30%	40%	43%	45%	47%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	63%
事故有	平成25年10月1日以降							20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%

ご注意
1:一部の補償には、上記の割増引率は適用されません。
2:割増引率は将来変更となる場合があります。
3:ドライバー保険のご契約については、6等級の場合は6(F)等級の割増引率を、7等級の場合は7(F)等級の割増引率を参照してください。

初めて契約する場合はどうなるの？

割増引率表 2

等級／運転者年齢条件	6(S) 年齢を問わず補償	6(S) 21歳以上補償	6(S) 26歳以上補償	6(S) 35歳以上補償	6(S) 運転者年齢条件特約の対象外	7(S) 年齢を問わず補償	7(S) 21歳以上補償	7(S) 26歳以上補償	7(S) 35歳以上補償	7(S) 運転者年齢条件特約の対象外
割増引率	28%割増	3%割増	9%割引		4%割増	11%割増	11%割引	40%割引		39%割引

ご注意
1:一部の補償には、上記の割増引率は適用されません。
2:割増引率は将来変更となる場合があります。

複数所有新規の適用条件を満たす場合は、7(S)等級となり、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。「第5話(P.11)」を参照してください。

等級がひとつでも違うと保険料に大きな差が出てしまうことがあります！
ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートさせていただきます！

よく分かる 等級制度のお話

第2話 事故の種類は何が違うのですか？

（3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、ノーカウント事故）

車両保険の補償範囲は以下のとおりです！

事故例 ＼ ご契約タイプ	他の自動車との衝突	盗難	火災・台風など：火災・爆発	火災・台風など：台風・竜巻・洪水・高潮	火災・台風など：落書・いたずら	火災・台風など：物の飛来・落下	単独事故：電柱・ガードレールに衝突	単独事故：自転車との衝突・接触	単独事故：墜落・転覆	あて逃げ
一般条件	○	○※3	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車・限定危険※1	○※2	○※3	○	○	○	○	×	×	×	×

※1:「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。
※2:相手自動車（ご契約の自動車と所有者が異なる場合にかぎります。）とその運転者または所有者が確認された場合にかぎり補償されます。
※3:「車両盗難対象外特約」が付帯されている場合は補償されません。

3つの事故の種類のまとめ

なるほど～

●1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」となるのは、次の①と②をともに満たす事故です。

①次の事故またはその組み合わせの事故であること。

a. 車両保険事故（リースカーの車両費用特約事故を含みます。）
b. 車両積載動産特約事故
c. 被けん引自動車の車両損害包括特約事故

＋

②事故発生の原因が次のいずれかに該当する事故であること。

a. 火災または爆発（飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。）
b. 盗難
c. 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
d. 台風、竜巻、洪水または高潮
e. 落書・いたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為（次のア～エいずれかに該当する損害を除きます。）
ア.ご契約の自動車の運行に起因して生じた損害
イ.ご契約の自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害
ウ.被保険者の行為によって生じた損害
エ.ご契約の自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
f. 飛来中または落下中の他物との衝突
g. a～fのほか、偶然な事故によって生じた損害（他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。）

●ノーカウント事故

「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。お支払いする保険金が、次のいずれかの保険金のみ、またはこれらの組み合わせの事故をノーカウント事故として取り扱います。

・対人賠償責任保険の臨時費用保険金のみお支払いする事故
・人身傷害保険事故
・人身傷害入院時諸費用特約事故
・人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約事故
・搭乗者傷害特約事故
・無保険車傷害特約事故
・ロードアシスタンス特約事故
・ロードアシスタンス宿泊移動費用特約事故
・ロードアシスタンス代車費用特約事故
・地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故
・事故・故障時代車費用特約事故
・ファミリーバイク特約事故
・弁護士費用特約事故
・個人賠償責任特約事故
・安全運転教育費用特約事故
・車両保険（リースカーの車両費用特約を含みます。）の応急処置費用、運搬費用、引取費用のみをお支払いする事故
・普通保険約款基本条項の「無過失車対車事故の特則」の定めにより車両保険金をお支払いしなかったものとして取り扱う事故
・盗難時対策費用特約事故

●3等級ダウン事故

1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。

ノーカウント事故では保険を使っても等級に影響しないのです！

平成２４年１０月１日商品改定により事故の種類のうち、「等級すえおき事故」は廃止となり、ご契約期間の初日が平成２４年１０月１日以降のご契約からは１等級ダウン事故が新設されました！

ノンフリート等級別料率制度の改定

よく分かる 等級制度のお話

聞いてよかった！豆知識

第3話 事故有係数適用期間って何ですか?

事故有係数適用期間※とは?

※申込書などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

- 事故があった場合に、ご継続後のご契約に「事故有」の割増引率を適用する期間(ご契約期間の初日における残り適用年数)を表すものとして保険契約ごとに設定する値のことをいいます。
- 事故有係数適用期間が「0年」の場合は「無事故」の割増引率を適用し、「1〜6年」の場合は「事故有」の割増引率を適用します。
- 事故有係数適用期間は、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」とします。
- 新契約の事故有係数適用期間は、1年を経過するごとに「前契約の事故有係数適用期間」から「1」を引きます。
- 事故有係数適用期間は上限を「6年」、下限を「0年」とします。なお、「事故有」の割増引率を適用している期間に再度事故が発生した場合は、適用期間が長くなります。

(注)ご契約期間が1年超のご契約は取扱いが異なります。

等級と事故有係数適用期間は事故があると具体的にどのようになるの?

以下は1年契約のイメージです。

具体例1 20等級で3等級ダウン事故が1件発生した場合

	現在のご契約	1年後	2年後	3年後	4年後
「無事故」の割増引率を適用(事故有係数適用期間)	20等級(0年) 3等級ダウン事故				20等級(0年)
「事故有」の割増引率を適用(事故有係数適用期間)	3等級ダウン	17等級(3年)	18等級(2年)	19等級(1年)	

具体例2 20等級で3等級ダウン事故が1件、その翌年も1等級ダウン事故が1件発生した場合

	現在のご契約	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
「無事故」の割増引率を適用(事故有係数適用期間)	20等級(0年) 3等級ダウン事故					19等級(0年)
「事故有」の割増引率を適用(事故有係数適用期間)	3等級ダウン	17等級(3年) 1等級ダウン事故	16等級(3年)	17等級(2年)	18等級(1年)	

[3](前契約の事故有係数適用期間) − [1](1年経過分) + [1](1等級ダウン事故分)

同一の等級(割増引率)を適用しているお客さまの中で、前契約において「事故がなかったお客さま」よりも「事故があったお客さま」の保険金のお支払い状況が大きいことから、保険料負担の公平性を向上させることを目的とした等級制度となっております!

よく分かる 等級制度のお話

第4話 契約期間の初日によって、適用する割増引率が違うのはなぜですか？

ノンフリート等級別料率制度の改定は段階的に行われましたが、無事故の場合は等級の割引率が下がることなく、新制度に移行しています！

周知期間とは？

・ノンフリート等級別料率制度の改定を実施する平成24年10月1日〜平成25年9月30日の1年間のことをいいます。
・「次のご契約からは新制度が開始される」ことをお客さまにご案内するための期間でした。
・周知期間中のノンフリート等級別料率は、原則として「改定前」の割増引率を適用します。

（注）周知期間中であっても事故があった契約を解約して再びご契約いただく場合などは「事故有」の割増引率を適用することがあります。

ご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の1年契約を満期日でご継続された場合は、周知期間中にご継続されることになりますので、事故の有無にかかわらず、「改定前」の割増引率を適用します。

経過措置期間とは？

・周知期間終了後の平成25年10月1日〜平成27年9月30日の2年間の期間のことをいいます。
・「改定前」の割増引率から「無事故」の割増引率への移行にあたり、無事故で等級進行するにもかかわらず割引率が下がることがないように経過措置を設ける期間となります。
・経過措置期間以降のノンフリート等級別料率は、前契約の事故の有無によって「無事故」の割増引率または「事故有」の割増引率を適用します。

長期契約の場合はどうなるの？

平成25年10月1日以降に満期を迎える長期のご契約に3等級ダウン事故（事故日を問いません。）がある場合は、継続契約には「事故有」の割増引率を適用します。

ご契約期間の初日によって、適用する割増引率が異なります。

よく分かる　等級制度のお話

第5話 自動車が増えたときの割引ってありますか?

（複数所有新規のお話）

複数所有新規は、所定の条件を満たせば保険料の割引ができます!

	1台目のご契約	2台目のご契約
①用途車種	・自家用普通乗用車 ・自家用小型乗用車 ・自家用軽四輪乗用車 ・自家用小型貨物車 ・自家用軽四輪貨物車 ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ・特種用途自動車（キャンピング車） ・二輪自動車	・自家用普通乗用車 ・自家用小型乗用車 ・自家用軽四輪乗用車 ・自家用小型貨物車 ・自家用軽四輪貨物車 ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ・特種用途自動車（キャンピング車） ・二輪自動車
②記名被保険者	個人であること。	②、③がいずれも個人であり、かつ1台目の契約とそれぞれ同じであること。 または、1台目の記名被保険者、その配偶者、これらの方の同居のご親族のいずれかと同じであること。
③車両所有者	問いません。	
④ノンフリート等級	11等級以上※ ※損保ジャパン日本興亜で契約されたご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なることがあります。	
⑤ご契約期間	2台目以降の自動車のご契約期間の初日において保険責任を有していること。	

ご注意

1:「記名被保険者」とは、ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。

2:1台目のご契約が①〜⑤の項目について1つでも該当しない場合は、複数所有新規を適用できません。
なお、保険契約者が異なる場合でも、①〜⑤の項目すべてに該当する場合は、割引を適用できます。

●「複数所有新規」適用の比較

等級	6(S)				
運転者年齢条件	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償	運転者年齢条件特約の対象外
割増引率	28%割増	3%割増	9%割引		4%割増

➡

7(S)〈複数所有新規〉				
年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償	運転者年齢条件特約の対象外
11%割増	11%割引	40%割引		39%割引

「ノンフリート多数割引」の適用条件って?

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として、2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、「ノンフリート多数割引」を適用します。ご契約になる台数に応じて保険料を割り引きます。

ご契約者※

ご契約者※の配偶者

ご契約者※またはその配偶者の同居のご親族

※リース業者が保険契約者となる場合、「ご契約者」を「リースカーの借主」と読み替えます。

ご注意

1:複数の保険証券でご契約になる場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。
2:ご契約期間の途中で増車された場合で、一定の条件を満たしたときは、その自動車にもご契約期間の初日時点でのご契約台数に応じた割引が適用されます。
3:ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。
4:団体扱特約、集団扱特約を付帯したご契約期間が1年の一括払のご契約には割引が適用されません。
5:適用する割引率は、ご契約期間の初日時点の台数によります。ご契約後に台数の増減があった場合でも、ご契約期間中の割引率は変更となりません。

2台目の自動車を買った!そんなとき、複数所有新規が使えないかご相談ください。

親子でも夫婦でも法人のお客さまでも２台以上の自動車をお持ちのお客さまなら損保ジャパン日本興亜でまとめてご契約いただくとおトクです。

よく分かる 等級制度のお話

第6話 自動車を手放すときの手続きはどうしたらいいのですか?

（中断制度のお話）

自動車を手放すときは「中断証明書」を発行をしましょう!

ご契約の自動車の廃車・譲渡などによりご契約を中断する場合は、所定のお手続きを行っていただき「中断証明書」を発行しておくことにより、将来、自動車を取得されて新たにご契約いただく際に、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた等級を引き継ぐことができます。

（注）中断前のご契約の等級を適用する場合は、所定の事故有係数適用期間も同時に適用します。

下記の理由により、ご契約を解約する（継続しない）場合は、自動車保険契約の中断（中断特則）ができることがあります※1。

廃車	自動車の譲渡	自動車の貸主への返還※2	自動車の自動車検査証の有効期限切れ	など

中断特則の適用には、中断証明書の発行が必要です。上記のお手続き時の中断証明書発行の条件、必要書類などにつきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※1：この他に記名被保険者などの海外への渡航により自動車保険契約を一時的に中断されるときでも、一定の条件で中断特則の適用が可能な場合があります。

※2：1年以上を期間とする貸借契約により有償で貸借されているリースカーにかぎります。

中断特則を活用するとどうなるの?

（ご契約の自動車の廃車などに伴い、現在のご契約を解約する場合）

新たに購入した自動車のご契約時に、中断証明書をご提出ください。

その他、所定の手続きについては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

例 ご契約期間が1年の場合

現在のご契約※11等級
事故有係数適用期間0年

廃車、ご契約の解約

廃車によるご契約の中断期間（10年以内）

ご契約の解約日から13か月以内に中断のお申し出をしていただきます。所定のお手続き後、中断証明書を発行します。中断証明書の有効期間はご契約の解約日から10年間となります。

※現在のご契約を前契約とみなした場合に、中断後のご契約に適用するノンフリート等級が7～20等級であることが中断証明書発行の条件となります。

（注1）中断後のご契約のご契約期間の初日は、新たな自動車をご購入してから１年以内であることが必要です。

（注2）現在のご契約に保険事故がある場合は、その事故件数に応じて中断後のご契約の等級を決定します。

（注3）現在のご契約を満期日以降継続しない場合は、ご契約の「解約日」を「ご契約期間の末日」と読み替えます。

中断証明書がある場合の新規契約

廃車前までの等級、事故件数に応じた等級を使うことができます。

新たに自動車を購入

中断後のご契約11等級
事故有係数適用期間0年

自動車ご購入に伴う自動車保険のご契約時に、中断証明書などを合わせてご提出いただきます。中断特則適用可能な場合は、現在のご契約と同じ等級でご契約いただけます。

現在のご契約を満期日以降継続しない場合で保険事故がないときは、現在のご契約から1等級上がった等級でご契約いただけます。

中断証明書がない場合の新規契約

新たに自動車を購入

ご契約6(S)等級
事故有係数適用期間0年

自動車を持っていない期間でも自動車を借りて運転することがあります。そんなときにドライバー保険をご検討ください。

ドライバー保険

- **運転免許証をお持ちのドライバーであれば、どなたでもご契約いただけます。**
  （注）ご契約の際は運転免許証をご提示いただきます。
- **保険証券記載の被保険者（記名被保険者）が他人の自動車を借用し、運転中に起こった事故※について保険金をお支払いします。**

※：記名被保険者の使用者の業務に使用するために、その使用者の所有する自動車を運転している際に起こした賠償事故・自損事故などについては保険金お支払いの対象外となります。

損保ジャパン日本興亜以外の保険会社などが発行した中断証明書も対象となります。

中断証明書が発行できるのに手続きを忘れてしまうと大変… 自動車を手放すときには自動車保険の中断ができないかご相談ください!

第7話　長期の自動車保険は事故があったとき1年契約と何が違うのですか？

8

①ご契約期間は2年または3年です。

なるほどー。

②保険料のお支払方法は月払と年払の2種類があります。
（月払は2年＝24回払、3年＝36回払）

③ご契約期間中は事故や保険料改定があっても保険料は変わりません。

④「等級」「事故有係数適用期間」の計算方法が１年契約と異なります。

長期の自動車保険で「バッチリ計画、備えも万全」！お客さまのカーライフをながく、しっかりサポートします！

長期契約の場合、以下の計算式で等級と事故有係数適用期間を決定します。

●前契約の満期日（または解約日）の翌日から７日以内に新契約を契約する場合

等級の計算式

継続前のご契約の等級 ＋ ｛ 継続前のご契約のご契約期間の年数 －（ 3等級ダウン事故件数 ＋ 1等級ダウン事故件数※ ）｝－（ 3等級ダウン事故件数 ×3＋ 1等級ダウン事故件数 ×1 ）

※継続前のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の契約における等級すえおき事故を含みます。
（注1）継続前のご契約がご契約期間の途中で解約（中途更改を含みます。）された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。　（注2）「継続前のご契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。　（注3）｛継続前のご契約のご契約期間の年数－（3等級ダウン事故件数＋1等級ダウン事故件数）｝が0を下回る場合は、｛継続前のご契約のご契約期間の年数－（3等級ダウン事故件数＋1等級ダウン事故件数）｝を0として計算します。　（注4）継続契約の等級は、20等級を上限、1等級を下限とします。

事故有係数適用期間の計算式

（ 継続前のご契約の事故有係数適用期間 － 継続前のご契約のご契約期間の年数 ÷2 ）＋（ 3等級ダウン事故件数 ×3＋ 1等級ダウン事故件数 ×1 ）－（ 継続前のご契約のご契約期間の年数 ÷2 ）

（注1）継続前のご契約がご契約期間の途中で解約（中途更改を含みます。）された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。　（注2）「継続前のご契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。　（注3）（継続前のご契約の事故有係数適用期間－継続前のご契約のご契約期間の年数÷2）が0を下回る場合は、0として計算します。　（注4）上記の式による継続契約の事故有係数適用期間にかかわらず、継続契約の事故有係数適用期間は6を上限、0を下限とします。　（注5）上記の式による継続契約の事故有係数適用期間に1未満の端数が生じた場合は、その値の小数点以下第1位を切り上げます。

長期契約と１年契約の相違点の具体例って？

●長期分割払自動車保険（３年の長期契約）をご契約の場合

	現在	1年後	2年後	3年後
「無事故」の割増引率を適用（事故有係数適用期間）	15等級（0年）			
「事故有」の割増引率を適用（事故有係数適用期間）	3等級ダウン事故			14等級（2年）

事故有係数適用期間の計算式

（ [0] 前契約の事故有係数適用期間 － [3] 前契約のご契約期間の年数 ÷2 ）＋（ [1] 3等級ダウン事故件数 ×3 ）－（ [3] 前契約のご契約期間の年数 ÷2 ）＝1.5

0を下回る場合は0として計算します。　（注）上記の式による新契約の事故有係数適用期間に1未満の端数が生じた場合は、その値の小数点以下第1位を切り上げます。

●１年契約を継続してご契約の場合

	現在	1年後	2年後	3年後
「無事故」の割増引率を適用（事故有係数適用期間）	15等級（0年）			
「事故有」の割増引率を適用（事故有係数適用期間）	3等級ダウン事故	12等級（3年）	13等級（2年）	14等級（1年）

このケースにおいては、
長期分割払自動車保険はご契約期間を通じて
15等級だからご契約期間中に保険料が変更になるといった
心配はありませんね。
3年後の事故有係数適用期間は長期分割払自動車保険
の場合は２年、１年契約の場合は１年となり、
１年契約の方が少ないですね。

聞いててよかった！豆知識

等級が継承できる範囲

記名被保険者の変更が下記のいずれかに該当する場合は、記名被保険者を同一とみなして等級および事故有係数適用期間を引き継ぎます。

同居のご親族とは？

同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者」および「3親等内の姻族」をいいます。

(注) 同居は、同一家屋に居住していることが条件です。住民票の記載や同一生計・扶養・婚姻関係の有無は問いません。

●下記に該当する場合も記名被保険者を同一とみなして等級および事故有係数適用期間を引き継ぎます。

・個人事業主が法人を新設する場合、または法人を解散し個人事業主となる場合の個人事業主・法人間の変更（ただし、事業内容が同一であるなどの条件を満たす場合に限ります。）

・2以上の法人が法令上の規定に基づき合併する場合など、一定の条件を満たす法人間の変更

(注)記名被保険者の変更前のご契約の等級が1〜5等級、事故有係数適用期間が1〜6年の場合は、記名被保険者の変更があってもご契約の自動車の所有者に変更がなければ、記名被保険者に変更がないものとして等級、事故有係数適用期間を引き継ぐことがあります。

損保ジャパン日本興亜のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

商品に関するお問い合わせ

「よくあるご質問」

補償内容や事故時の対応方法、お手続きなど、さまざまなご質問の答えを24時間いつでも簡単にご確認いただけます。

◆パソコン・スマートフォンから

http://www.sjnk.co.jp/

•ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。

カスタマーセンター

【受付時間】
◆平　　日：午前9時〜午後8時
◆土日祝日：午前9時〜午後5時
（12月31日〜1月3日は休業）

0120-888-089 •おかけ間違いにご注意ください。

（注）ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

事故にあわれた際のご連絡先

事故サポートセンター

24時間365日 事故受付・夜間休日の初動

【営業時間】◆24時間365日

0120-256-110
•おかけ間違いにご注意ください。

自動車のトラブル対応時のご連絡先

ロードアシスタンス専用デスク

24時間365日 受付・対応

【営業時間】◆24時間365日

0120-365-110
•おかけ間違いにご注意ください。

安全運転に役立つアプリのご紹介

ドライバー必携

安全運転をサポートするアプリ

Safety Sight
セーフティサイト

「前方車両接近アラート」を搭載
運転診断・ドライブレコーダーなど機能多数

ドライバーをサポートする主な7つの機能

機能1「前方車両接近アラート・前方車両発進お知らせ」
前方車両の接近や発進検知時に、音と声でお知らせします。

機能2「安全運転診断」
実際の運転をモニターして安全運転診断を実施します。

機能3「ドライブレコーダー」
急ブレーキや衝突などの衝撃を感知した際に、前方映像を自動的に録画します。

機能4「走行履歴」
走行ルートや急操作地点を地図上に表示します。

機能5「トラブル解決術」
お車のトラブルの対処法を専門家がアドバイスします。

機能6「緊急連絡先」
損保ジャパン日本興亜の事故受付などの連絡先、警察や救急の緊急連絡先を掲載しています。

機能7「交通標語通知」
音声で安全運転を呼びかけます。

（注1）ご利用にはスマートフォンをダッシュボードなどに固定する設置ホルダー（クレイドル）が必要です。また、設置の際は、エアバッグの作動や、運転の妨げにならない場所へしっかり固定してください。
（注2）本アプリは安全運転を補助するものであり、事故を直接防ぐものではありません。
（注3）詳しい利用方法等はアプリの説明画面をご確認ください。

安全運転・防災・トラブル予防アプリ!

Safetyマイル
セーフティマイル

安全運転、防災やトラブル予防でマイル（ポイント）が貯まる！
貯めたマイルで応募すると、抽選でプレゼントが当たる！

マイルを利用して家電などが当たるプレゼントに応募できます。

STEP1 マイルの貯め方

Safety Sightと連動

●アプリの起動　●災害情報の受信　●チェックイン&トラブルクイズに回答　など

安全運転・防災・トラブル予防➡マイルが貯まる　※安全運転診断のご利用にはSafety Sight（別アプリ）のダウンロードが必要です。

STEP2 貯めたマイルで応募しよう!

●タブレット　●図書カード　●カタログギフト　　（注）プレゼント例です。

＼無料アプリ!／ ダウンロード方法　ご契約の有無に関わらず利用OK!　App Store、またはGoogle Playで「損保ジャパン日本興亜」で検索してください。

（注1）アプリの詳細（ご利用環境・対象機種等）はダウンロードサイトでご確認ください。
（注2）お使いのスマートフォンの取扱説明書、アプリの使用上の注意・利用規約を確認のうえ、ご利用ください。また、一部機種によってはご利用いただけない場合があります。

THE First 倶楽部　お客さまのハッピーなカーライフをサポート!

「THE First倶楽部」は、「THE クルマの保険」をご契約のお客さまに特別にご提供するサービスです。
宿泊や旅行、ゴルフ、レジャー施設など、さまざまなメニューを会員限定価格でご利用いただけます。

<サービス例>
宿泊&旅行：全国のホテル・旅館などの宿泊施設や、国内・海外のパッケージツアーが割引料金に！
ゴルフ：ゴルフ場の予約サービスが、優待料金でご利用可能！
レジャー施設：全国の遊園地、テーマパークの割引・優待をご用意！
エンターテイメント：スポーツ観戦、映画チケットの割引・優待をご用意！

「THE First倶楽部」のご利用には、**マイページ**へのご登録が必要です。
損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトからアクセスしてください。